

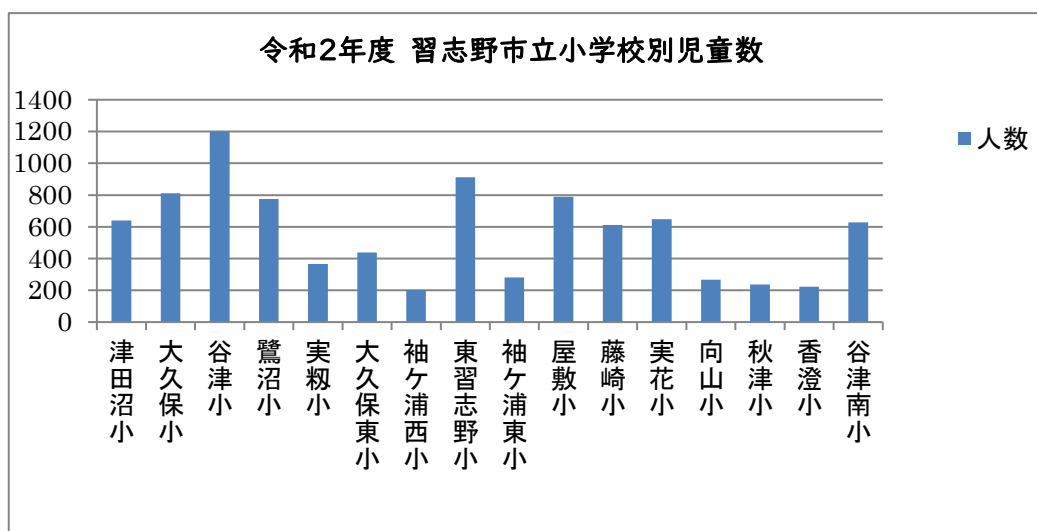
習志野市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針
(パブリックコメント案)

Ⅰ 習志野市内における小・中学校の学校規模に関する現状

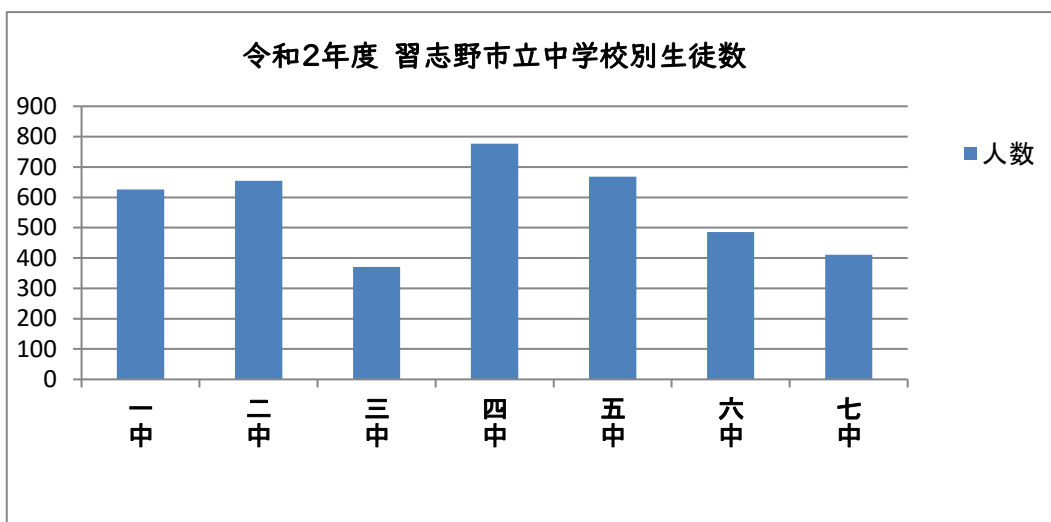
(1) 学校ごとの児童生徒数について

- ・習志野市の学校数は、昭和 61 年に開校した谷津南小学校を加え小学校 16 校、中学校 7 校となり、以後 30 年以上変化なく現在に至っています。
- ・しかし、この 30 年間で地域ごとの児童生徒数に変化が発生し、学校規模に格差が現れてきています。
- ・特に、小学校においてはその兆候が顕著に現れ、児童数が減少している学校がある一方、急激に増加する学校もあり、大きな差が現れています。

【小学校ごとの児童数】 ※令和2年5月1日現在



【中学校ごとの生徒数】 ※令和2年5月1日現在

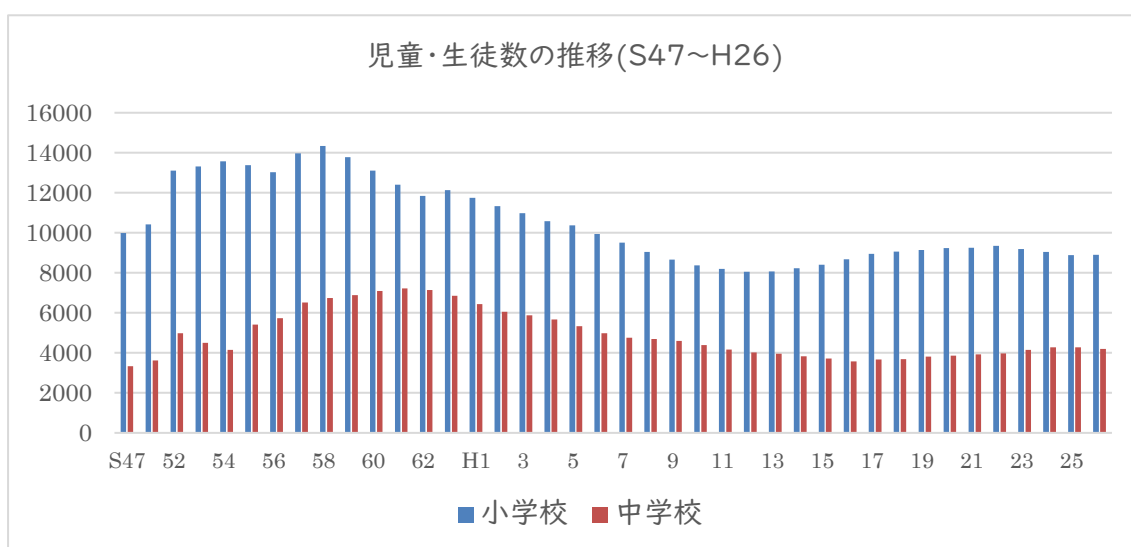


(令和2年度学校基本調査をもとに教育委員会が作成)

(2) 児童生徒数の推移について

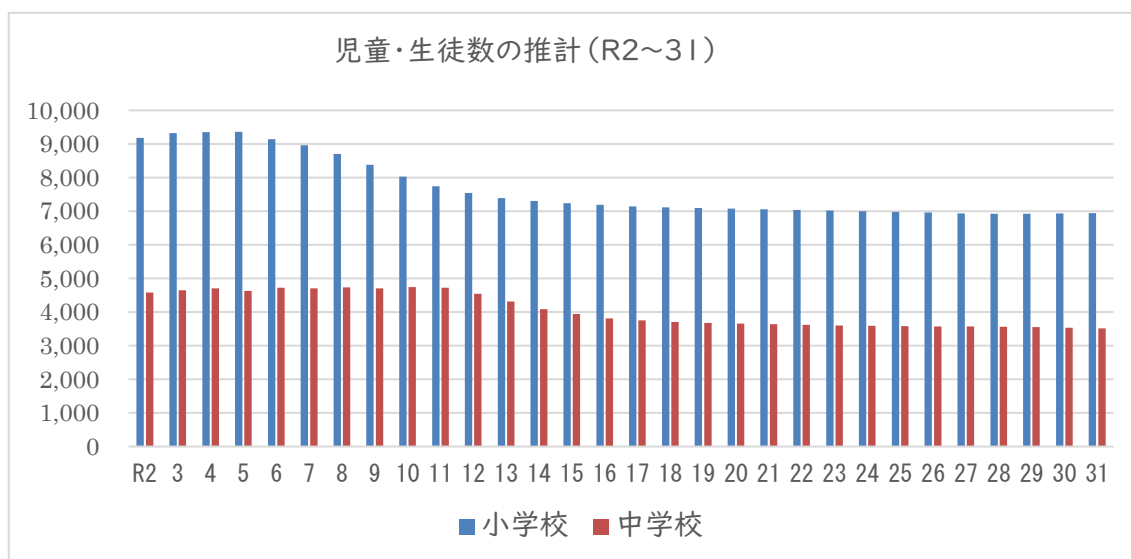
- ・習志野市では小学校児童数は昭和 58 年をピークに、中学校生徒数は昭和 61 年をピークに減少し、少子化が進んでいきました。
- ・近年は開発の影響もあり、児童・生徒数は微増の傾向にありますが、小学生は令和 5 年頃から、中学生は令和 10 年頃から減少していくことが推計されています。
- ・児童・生徒数の増加に対しては、校舎の増築を行い対応してきました。
- ・しかし、児童・生徒数が今以上に減少していくと、本市としてはこれまでに経験したことが無い、非常に小さな学校が現れてきます。

【習志野市立小中学校児童・生徒数の推移】



(習志野市教育行政要覧を基に教育委員会が作成)

【習志野市立小中学校児童・生徒数の推計】



(習志野市総合政策課の推計値を基に教育委員会が作成)

2 本市における学校の適正規模の考え方について

(1) 本市のめざす教育から

・習志野市基本構想では、将来都市像を「未来のために～みんながやさしきでつながるまち～習志野」とし、実現のための3つの目標を掲げています。その中の1つにある「育み・学び・認め合う「心豊かなまち」の実現を目指し、本市教育委員会では「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」を本市教育の基本目標としています。

・本市のめざす教育を実現するためには、以下の学校規模が望ましいと考えます。

- ① クラス替えができ、多様な個性をもつ友だちと生活することが可能で、社会性を育むことができるとともに、人間関係の固定化を防ぐことができる学校規模。
- ② 運動や学習でクラス間の切磋琢磨ができ、互いを高めあうことや運動会などの学校行事に活気があふれる学校規模。
- ③ 複数の教員で学年の児童生徒を指導することができ、多様な視点で子どもたちの個性を見取り、教育に当たることができる学校規模。

このようなことから、小・中学校ともに1学年に複数の学級があることが望ましいと考えます。

(2) 教員の配置から

- ・配置される教員数は、学級担任と増置教員を合わせた数が基本となっています。
- ・増置教員の数は学級数によって決まっています。小学校においては、教務主任が専任で配置でき、なおかつ音楽専科も配置できる、2名以上の増置教員がいる学校規模がより望ましいと考えます。
- ・中学校においては、全ての授業で教科担任による学習指導ができる学校規模が望ましいと考えます。

※1学級の児童生徒数は、千葉県教育委員会が示す学級編制基準による。

小学校 1～3年生、中学校 1年生は 35人、その他は小学校・中学校ともに38人で編制する。

※教員の配置は任命権者である県の権限で行われるため、本市が独自に上記の学級編成基準を変えることはしていません。

(3) 国が定める学校の標準規模から

- ・学校教育法施行規則 第41条では、学校規模の標準を次のとおり定めています。「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」

※中学校については同規則の79条において小学校の規定を準用している。

- ・また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条では、5学級以下の学校を標準規模の学校と統合する場合は、上限の「18学級まで」を「24学級まで」としています。

このようなことから総合的に考え、本市においては小・中学校の適正規模を以下のように考えます。

・小・中学校ともに、1学年に複数の学級がある学校規模。

- ・ただし、国が示す標準規模を大きく上回る場合については、教育環境が適正に保たれるよう、対応が必要であると考えます。
- ・少子化が進む今後は、1学年に複数の学級を維持することができない学校が増加することになるため、本市としての対応を考える必要があります。(適正配置)

3 本市における学校の適正配置の考え方について

(1) 「地域コミュニティーの核としての学校」から

- ・本市教育委員会では「地域の風が行きかう学校づくり」を推進しており、学校を中心に様々な地域コミュニティーが形成されています。
- ・学校は地域コミュニティーの核としての役割を担っており、地域コミュニティーを維持し「やさしさでつながるまち」の中心的な存在となっています。
- ・特に、地域コミュニティーの核としての役割は、学校規模に関わらず、全ての学校が等しく担っていることから、学校の適正配置については、まちづくりの視点を持って考えていく必要があります。

(2) 「施設や敷地の有効活用」から

- ・本市では今後、老朽化した学校施設の長寿命化や大規模改修工事などが必要となってきます。学校の適正配置については、学校施設の改修等を効率的・効果的に実施することで、児童生徒の教育環境を向上させる視点も必要です。

・現在の施設や敷地の状況は下記のとおりです。

【施設や敷地の状況】

小学校

R2. 5. 1	普通教室数	通常学級	特別支援学級	余裕教室	児童生徒数	敷地面積 (㎡)	一人当たり (㎡)
津田沼小	26	19	5	2	639	17,120	26.79
大久保小	34	25	4	5	811	14,992	18.49
谷津小	50	35	5	10	1,200	14,538	12.12
鷺沼小	28	25	2	1	774	12,926	16.70
実籾小	25	12	4	9	366	11,685	31.93
大久保東小	26	15	3	8	439	14,545	33.13
袖ヶ浦西小	34	8	4	22	202	19,838	98.21
東習志野小	43	29	3	11	911	27,358	30.03
袖ヶ浦東小	24	10	2	12	280	18,833	67.26
屋敷小	33	24	5	4	789	18,143	22.99
藤崎小	23	19	4	0	612	20,520	33.53
実花小	26	21	4	1	648	25,929	40.01
向山小	23	13	1	9	267	17,875	66.95
秋津小	31	10	2	19	237	28,613	120.73
香澄小	22	10	3	9	222	28,798	129.72
谷津南小	30	21	2	7	628	24,500	39.01

中学校

R2. 5. 1	普通教室数	通常学級	特別支援学級	余裕教室	児童生徒数	敷地面積 (㎡)	一人当たり (㎡)
第一中	28	19	3	6	626	31,000	49.52
第二中	30	18	6	6	654	25,750	39.37
第三中	31	11	4	16	371	29,708	80.08
第四中	32	21	5	6	777	33,853	43.57
第五中	28	20	2	6	668	23,438	35.09
第六中	23	15	2	6	486	30,746	63.26
第七中	29	12	3	14	411	37,235	90.60

(令和2年度学校基本調査を基に教育総務課が作成)

- ・他の自治体において、児童生徒数が大きく減少している学校の余裕教室や校庭などを有効活用することによって、学校が活性化した事例も多くみられます。
- ・本市としても、学校が将来的にわたり地域コミュニティの核(拠点施設)となり、且つ本市がめざす教育の実現に向けて施設や敷地の有効活用を検討していきます。
- ・このようなことから、本市では、地域コミュニティの核としての学校の役割と施設や敷地の有効活用の2つの視点を踏まえ、学校の適正配置については以下のように考えます。

まちづくりの視点を持ち、学校施設や敷地の有効活用を進め、地域コミュニティの核となっている現在の学校（小学校 16 校、中学校 7 校）を可能な限り維持していく。

4 適正配置の進め方について

(1) 児童生徒数が大きく減少する学校について

- ・適正規模に満たない学校においても、地域コミュニティの核としての学校の役割は大きいので、可能な限り維持していくことは前述のとおりです。
- ・しかしながら、全ての学年が単学級となった場合は、将来的に複式学級が発生する可能性があり、様々な学習上の課題が想定されます。
- ・そこで、上記の学校規模となることが推計された場合、学校、行政、保護者、地域等の代表で、今後のまちづくりの中に学校をどのように位置づけていくのか検討する会議を設置します。
- ・なお、教育活動の質を維持するためには、一定の児童生徒数が必要であると考えます。
- ・そこで、新たな人口を呼び込むことにより、一定の児童生徒数を確保する対応も検討していきます。

学校、行政、保護者、地域等の代表で、今後のまちづくりの中に学校をどのように位置づけていくのか検討する会議では、以下の(A)～(C)の対応について検討していきます。

(A) 学校施設の複合化・多機能化・共用化等

- ・地域コミュニティの核としての学校の視点と、施設や敷地の有効活用の視点から、学校施設の複合化・多機能化・共有化等について検討していきます。
- ・さらに、新たな人口を呼び込むことができるような「魅力ある学校づくり」を、施設や敷地の有効活用によって検討していきます。

(B) 通学区域の弾力化

- ・通学区域を弾力化することによる適正配置を検討するものです。
その場合は通学距離や通学路など児童生徒の安全に配慮して、慎重に検討します。
- ・また、小規模特認校制度の適用を検討します。小規模特認校制度とは、これまでの学区を維持しつつ、市内の他地域からも就学を認めるものです。

(C) 学校統合

- ・学校を統合することによる適正配置を検討するものです。ただし、学校は地域

コミュニティの核としての役割を担っていることから、検討に当たっては地域コミュニティの将来像など、総合的に考える必要があります。

(2) 児童生徒数が大きく増加する学校について

- ・現在は児童生徒数が増加の傾向にあっても、今後は少子化により児童生徒数は減少することが見込まれています。
- ・しかしながら、本市の現状として、地域によっては大規模な開発の影響で一時的に大きく児童生徒数が増加することも想定されます。
- ・そこで、児童生徒数が大きく増加する学校については、特別教室の増設や、一時校舎の設置などにより、他の学校と等しい教育環境の中で学べるよう対応していきます。
- ・また、通学区域の一部変更・弾力化により、児童生徒数の大きな増加に対応していきます。
- ・ただし、既存の通学区域の一部変更については、地域コミュニティの維持が難しくなることから、原則として新たな開発により住宅地となった地域を対象として検討します。
- ・その際は、通学区域を一部変更とする期間を設定するなど、中長期的には同一の学区に戻すようにしていきます。
- ・なお、習志野市の将来像を踏まえ、新しい学校づくりについても中長期的な視点を持ち研究していきます。

5 基本方針の見直し

本基本方針は、国における学級編制の基準、まちづくりの方向性や児童生徒数の状況などに合わせ、必要に応じて見直しをしていきます。